



防犯灯の劣化に伴う落下事故等が
発生することがありますので、日頃からの点検
を十分に行っていただくようお願いします。

令和7年度 防犯灯補助金制度のご案内



電球交換、その他補修を行う場合 → 協働推進課まで



<防犯灯等補修費補助金>

申請期間・・・令和7年4月1日から令和8年3月6日まで

申請期間を過ぎると補助金をお支払いできない場合があります。

※令和7年4月1日から令和8年3月31日までにを行う防犯灯工事等の
経費が対象です。

※令和7年3月7日～令和8年3月31日に工事を予定している場合は、
必ず事前にご連絡ください。

※電球交換等の簡易な工事や緊急の場合を除き、事前にご相談ください。

対象経費・・・電球や灯具の購入・交換、塗装工事代、清掃・点検代など

※電球や部品の交換費用が補助金対象です。

※申請には、領収書、請求書、補修前後の写真が必要です。

対 象・・・町会・自治会が所有し維持管理する防犯灯で、以下の条件を満たすもの

①誰でも通行できる道路を終夜に渡り照明するものであること

②広告（町会・自治会にかかる広告を除く）が施されていないものであること

補助金額・・・全 額

問合せ先・・・港区麻布地区総合支所協働推進課協働推進係

TEL：5114－8802

《裏面もご覧ください》